

(仮称) 葛飾区業務継続計画 (BCP) <地震編>
(素案)
区民意見提出手続き (パブリックコメント)
実施結果

地域振興部防災課

- 1 実施期間**
平成22年12月15日(水)から平成23年1月14日(金)まで
- 2 閲覧場所 (25か所)**
区政情報コーナー、防災課、情報システム課、保健所、保健センター (5)、区民事務所 (6)、区民サービスコーナー (4)、図書館 (地区図書館、立石図書館サービスコーナーを除く) (6)
*区ホームページにも掲載
- 3 提出された意見**
- | 意見提出者数 | 1人 | 意見総数 | 3 |
|--------|----|------|---|
|--------|----|------|---|
- 4 提出された意見の内訳**
(1) 計画全般
- | | |
|------------------|----|
| ① 計画に関する組織や施設の改善 | 1件 |
| ② 計画策定後の区民等への周知 | 1件 |
| ③ その他 | 1件 |
- 5 備考**
「提出された意見の概要」欄については、提出された意見の要点を可能な限り原文のまま転記しています。
- 6 提出された意見と区の考え方**
次ページからの記載のとおり

(1) 計画全般

番号	提出された意見の概要	意見に対する区の考え方	取り扱い
①	この計画を実態に当てはめて至急点検し、出来る限りのスピードで行政の組織、諸施設を改善するよう望みます。	BCP は、多様な調査を行い、区の実態を把握して作成した計画です。 訓練や実効性の評価を通じて明らかとなった課題や改善点を洗い出し、最適な改善方法を検討後、検討結果に基づき改善活動を行っていきま。また、改善の結果、BCP への反映が必要な事項については、随時BCPを更新していきます。	◎
②	地域住民の最近接組織である自治町会への周知、医療機関、事業所や商店街への対応も同時に行われるよう望みます。	計画策定後は、様々な手段で、広く区民への周知を図ります。 医療機関、事業所や商店街等の事業者については、BCP 策定支援を検討します。また、災害時優先業務を遂行する上で、必要不可欠となる事業者については、平常時から連携及び協力関係を構築していく取り組みを段階的に検討します。	△ ◎
③	職員を中心に学習会を開催して市民防災対策を身近な視線で具体化されるよう望みます。	区では、防災意識の普及・啓発を図るとともに、組織相互の情報交換及び協力的体制を強化し、地域の防災行動力の向上を図ることを目的とし、防災において地域のリーダーを担っておられる方を対象に、防災リーダー研修会を実施しています。 また、自治町会を母体とした防災市民組織を育成し、防災行動力の向上を図ることを目的とし、防災訓練支援、防災資器材助成等を行っております。このような取り組みにより市民防災対策を続けてまいります。	△

◎一計画に盛り込まれている ○一計画等の策定にあたって参考・考慮する △一意見・要望としてお聞きした

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(案)修正箇所一覧

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(素案)から、以下の視点により、
 所要の修正を行いました。

1 災害時優先業務の名称及び着手時間の修正

- ① 関連する災害時優先業務の着手時間について、時系列を整合させました。
- ② 複数課で行っている同一業務について、業務名と着手時間を統一しました。
- ③ 内容が分かりにくい業務名については、名称を修正しました。
- ④ 各課共通業務と同一の業務については、一覧から削除しました。

2 大地震が発生した際の区の活動態勢の見直し

3 分かりにくい表現の修正等

※ 区民意見提出手続き(パブリックコメント)の実施結果(反映なし)

修正前	修正後
《第3章 災害時優先業務》(P11) 図4 災害時優先業務の基本的な考え方 災害時優先業務の例 1時間以内 <u>職員の安否確認(勤怠管理)、通信、情報システム等の確認</u>	《第3章 災害時優先業務》(P11) 災害時優先業務の例 1時間以内 <u>職員の安否確認(勤怠管理)、情報システム等の確認</u>
災害時優先業務の例 1時間以内	<u>災害時要援護者の支援</u>
災害時優先業務の例 1時間以内	<u>緊急措置(施設・道路等の応急復旧など)</u>
災害時優先業務の例 3時間以内 <u>避難所の安全確認</u>	削除
災害時優先業務の例 <u>12時間以内</u> 緊急輸送手段・輸送路の確保(道路・橋梁補修)	<u>24時間以内</u> 緊急輸送手段・輸送路の確保(道路・橋梁補修)
災害時優先業務の例 <u>12時間以内</u> <u>庁舎等応急復旧</u>	削除
災害時優先業務の例 <u>12時間以内</u> <u>広報活動(報道対応など)</u>	<u>1時間以内</u> <u>広報活動(防災行政無線・FMからの情報発信など)</u>
災害時優先業務の例 <u>24時間以内</u> <u>し尿処理</u>	<u>1、2週間以内</u> <u>し尿収集運搬</u>

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(案)修正箇所一覧

修正前	修正後
災害時優先業務の例 <u>24時間以内</u> 廃棄物処理方針の策定	<u>12時間以内</u> 廃棄物処理方針の策定
災害時優先業務の例 <u>24時間以内</u> <u>死亡手続き(戸籍事務)</u>	<u>死亡届け関連手続き(戸籍事務)</u>
災害時優先業務の例 <u>1、2週間以内</u> <u>各種支払い(給与、契約、補助費、手当等)</u>	<u>1、2週間以内</u> <u>各種支払い(給与、契約、手当等)</u>
災害時優先業務の例 <u>1、2週間以内</u> <u>がれきの処理</u>	削除
災害時優先業務の例 <u>1、2週間以内</u> 義援金の受入れ、配分計画等	<u>24時間以内</u> 義援金の受入れ、配分計画等
災害時優先業務の例 <u>1、2週間以内</u> <u>教育の再開に向けた準備(小・中学校、幼稚園運営)</u>	<u>1、2週間以内</u> <u>教育の再開に向けた準備</u>
災害時優先業務の例 <u>1、2週間以内</u> 応急危険度判定調査の実施	<u>3時間以内</u> 応急危険度判定調査の実施
災害時優先業務の例 <u>1、2週間以内</u> <u>公共施設等被害状況把握</u>	削除
災害時優先業務の例 <u>1、2週間以内</u> り災証明書の発行	<u>1ヶ月以内</u> り災証明書の発行
災害時優先業務の例 <u>1ヶ月以内</u> 復興基本方針の策定・公表	<u>1、2週間以内</u> 復興基本方針の策定・公表
災害時優先業務の例 <u>1ヶ月以内</u> 建築制限区域等の指定	<u>1、2週間以内</u> 建築制限区域等の指定
災害時優先業務の例 <u>1ヶ月以内</u> <u>教育の再開</u>	削除
災害時優先業務の例 <u>1ヶ月以内</u>	<u>特別区民税都民税減免処理</u>

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(案)修正箇所一覧

修正前	修正後
<p>《第3章 災害時優先業務》(P14)</p> <p>3. 災害時優先業務一覧</p> <p>人事課</p> <p>2週間以内 災害時応急業務</p> <p>応援職員の給与支給</p>	<p>《第3章 災害時優先業務》(P14)</p> <p>他自治体応援職員の給与支給</p>
<p>収納対策課</p> <p>12時間以内 災害時応急業務</p> <p>災害対策本部・災対輸送1課・輸送班としての業務</p>	<p>物資及び飲料水の輸送等、災害対策輸送業務</p>
<p>収納対策課</p> <p>2週間以内 通常業務</p> <p>課内庶務(契約・支払い関係)</p>	<p>削除</p>
<p>P15 税務課</p> <p>12時間以内 災害時応急業務</p> <p>災害対策輸送2課</p>	<p>物資及び飲料水の輸送等、災害対策輸送業務</p>
<p>P15 営繕課</p> <p>1時間以内 災害時応急業務</p> <p>職員の安全確保</p>	<p>削除</p>
<p>P17 防災課</p> <p>3時間以内 災害時応急業務</p> <p>連絡及び協議調整</p>	<p>P17</p> <p>災害対策各部連絡及び関係機関との協議調整</p>
<p>P19 福祉管理課</p> <p>3時間以内 災害時応急業務</p> <p>災害弱者マニュアルに基づく災害時要援護者対策</p>	<p>P19</p> <p>部内・他部及び民生委員児童委員協議会との連絡調整等の災害時要援護者対策</p>
<p>福祉管理課</p> <p>12時間以内 災害時応急業務</p> <p>高齢弱者専用避難所の開設・運営</p>	<p>削除</p>
<p>福祉管理課</p> <p>24時間以内 通常業務</p> <p>火災等り災見舞金支給</p>	<p>1ヶ月以内 通常業務</p> <p>火災等り災見舞金支給</p>
<p>高齢者支援課</p> <p>12時間以内 新規発生業務</p> <p>かつしかあんしんネット事業利用者の関係者紹介</p>	<p>かつしかあんしんネット事業利用者の関係者照会</p>
<p>障害福祉課</p> <p>1時間以内 災害時応急業務</p> <p>災害弱者支援マニュアルに基づく災害時要援護者対策</p>	<p>要援護障害者の安否確認の総括・支援、障害福祉施設利用者の保護等の災害時要援護者対策</p>

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(案)修正箇所一覧

修正前	修正後
P19 障害福祉課 1 2時間以内 災害時応急業務 <u>要援護者障害者専用避難所(第2順位避難所)の開設</u>	削除
P21 障害者施設課 1 2時間以内 災害時応急業務 <u>第1順位避難所の開設・運営</u>	削除
障害者施設課 1 2時間以内 災害時応急業務 <u>第2順位避難所の開設・運営</u>	削除
国保年金課 1 時間以内 新規発生業務 <u>通常業務及び災害対策活動場所の確保(散乱物の片付けなど)</u>	削除
国保年金課 1 時間以内 通常業務 <u>来庁者・職員等の安全管理</u>	削除
国保年金課 1 2時間以内 災害時応急業務 <u>災対輸送3課</u>	P21 物資及び飲料水の輸送等、災害対策輸送業務
介護保険課 1 時間以内 災害時応急業務 <u>災害弱者支援マニュアルに基づく災害時要援護者対策</u>	<u>福祉施設の状況及び災害福祉ニーズの把握・調整等の災害時要援護者対策</u>
介護保険課 1 時間以内 新規発生業務 <u>課職員の安否確認</u>	削除
介護保険課 1 時間以内 新規発生業務 <u>災害対策活動場所の確保(散乱物の片付けなど)</u>	削除
西生活課 3 時間以内 災害時応急業務 <u>災害弱者支援マニュアルに基づく災害時要援護者対策</u>	<u>高齢者・障害者に対する生活保護・生活支援及び収容、要援護高齢者・障害者の安否確認・所在確認の支援等の災害時要援護者対策</u>
西生活課 2 週間以内 通常業務 <u>各種支払い(生活保護費以外)</u>	削除

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(案)修正箇所一覧

修正前	修正後
P21 東生活課 3時間以内 災害時応急業務 <u>災害弱者支援マニュアルに基づく災害時要援護者対策</u>	高齢者・障害者に対する生活保護・生活支援及び 収容、要援護高齢者・障害者の安否確認・所在確認の支援等の災害時要援護者対策
東生活課 3時間以内 新規発生業務 <u>災害を契機として発生する相談窓口業務(中国語を含む)</u>	<u>災害を契機として発生する相談窓口業務(中国語対応)</u>
P22 東生活課 3時間以内 新規発生業務 <u>災害を契機として発生する問い合わせ業務(中国語を含む)</u>	P21 <u>災害を契機として発生する問い合わせ業務(中国語対応)</u>
東生活課 1週間以内 通常業務 <u>医療支援給付事務</u>	P21 <u>医療支援給付事務 (中国残留邦人対象)</u>
東生活課 1週間以内 通常業務 <u>介護支援給付事務</u>	P21 <u>介護支援給付事務 (中国残留邦人対象)</u>
P23 保健サービス課 1週間以内 通常業務 <u>難病訪問看護</u>	P22 難病患者訪問看護
金町保健センター 1 2時間以内 通常業務 <u>難病訪問看護</u>	1週間以内 通常業務 難病患者訪問看護
小菅保健センター 1週間以内 通常業務 <u>難病訪問看護</u>	難病患者訪問看護
P24 子育て支援課 1時間以内 災害時応急業務 <u>課内職員安否確認・職場内業務復旧</u>	削除
P24 子育て支援課 1時間以内 災害時応急業務 <u>災害対策保育対策課本部連絡事務</u>	削除
P24 保育管理課 2週間以内 通常業務 <u>支払事務</u>	削除

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(案)修正箇所一覧

修正前	修正後
P25 建築課 1時間以内 災害時応急業務 部内他課との連絡調整	削除
P26 道路建設課 2週間以内 通常業務 課内庶務その他他の係に属しないこと	削除
P28 指導室 1時間以内 通常業務 総合教育センターの保全	P27 1時間以内 新規発生業務 総合教育センターの保全
指導室 1週間以内 適応指導教室運営	1時間以内 通常業務 適応指導教室運営
地域教育課 1時間以内 通常業務 プレイパーク事業	プレイパーク事業(保護者への引渡し等)
地域教育課 1時間以内 通常業務 放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)の 運営に関すること	放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)の 運営に関すること(保護者への引渡し等)
生涯スポーツ課 1時間以内 新規発生業務 体育施設の保全	屋外体育施設の保全
生涯スポーツ課 12時間以内 災害時応急業務 体育施設の保全	体育施設の災害対応準備
P29 生涯スポーツ課 2週間以内 通常業務 各種支払い・委託料等の支払いに関すること	P28 削除
P30 区議会事務局 1時間以内 通常業務	P29 議長車の運行
区議会事務局 3時間以内 災害時応急業務 災対本部等との連絡・調整	削除

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(案)修正箇所一覧

修正前	修正後
<p>《第4章 業務継続における基本事項》(P. 32) <u>震災時の区職員の態勢は、次のとおりとなります。</u></p> <p>(1) 非常配備態勢</p> <p><u>区内において震度5強以上の地震により災害が発生した場合、直ちに第2非常配備態勢が敷かれ、職員の居住地・性別・職種等に関わらず、区職員全員態勢により災害対策を実施します。</u></p> <p>(2) 特別非常配備態勢</p> <p><u>休日・夜間等の勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合に、本格的な災害対策本部に移行するまでは、特別非常配備態勢により応急活動を実施します。</u></p>	<p>《第4章 業務継続における基本事項》(P. 32) <u>区内において震度5強以上の地震により災害が発生した場合、直ちに第2非常配備態勢が敷かれ、職員の居住地・性別・職種等に関わらず、区職員全員態勢により災害対策を実施します。</u></p>
<p>《第4章 業務継続における基本事項》(P. 33) 3. (2) 執務時間外(休日・夜間等)に地震が発生した場合における各職員の初動</p> <p><u>休日・夜間等の執務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、全職員が普段自分の出勤している場所へ参集し、災害対策本部に移行するまでは特別非常配備態勢により応急活動を実施することとします。災害対策本部に移行後は、上記「(1) 執務時間内に地震が発生した場合における各職員の初動」に基づき、各職員が災害時優先業務に着手をします。</u></p>	<p>《第4章 業務継続における基本事項》(P. 33) 3. (2) 執務時間外(休日・夜間等)に地震が発生した場合における各職員の初動</p> <p><u>休日・夜間等の執務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、全職員が普段自分の出勤している場所へ参集し、上記「(1) 執務時間内に地震が発生した場合における各職員の初動」に基づき、各職員が災害時優先業務に着手をします。</u></p>
<p>《第4章 業務継続における基本事項》(P. 34) 4. (2) 解除基準及び解除</p> <p><u>本計画の解除基準は、次のとおりとし、本部長(区長)は本計画を解除しても問題ないと認めるときに解除宣言をすることにより、本計画は解除されます。</u></p> <p>なお、各部局の対応状況に著しい差異が生じている場合は、その状況に応じて、各部局の状況に応じた部局限定の解除をすることとします。</p> <p>①<u>全ての災害時優先業務が復旧されたとき。</u></p> <p>②<u>通常業務を除いた災害時優先業務がおおむね完了したとき。</u></p>	<p>《第4章 業務継続における基本事項》(P. 33) 4. (2) 解除基準及び解除</p> <p><u>本計画の解除基準は、次のとおりとし、本部長(区長)が解除宣言をすることにより、解除されます。</u></p> <p>①<u>通常業務を除いた災害時優先業務がおおむね完了したとき。</u></p> <p>②<u>その他、本部長(区長)が解除しても問題ないと認めるとき。</u></p> <p>なお、各部局の対応状況に著しい差異が生じている場合は、その状況に応じて、各部局の状況に応じた部局限定の解除をすることとします。</p>

(仮称) 葛飾区業務継続計画(BCP)〈地震編〉(案)修正箇所一覧

修正前	修正後
<p>《第6章 災害時優先業務遂行に必要な資源の確保》(P.50)</p> <p>2. 電力</p> <p>(3) 今後の対策の方向性</p> <p>また、今回の調査結果では問題がなかったと判断した区施設についても、<u>震災時に十分な電力量を確保できるか確認する等、適宜、必要に応じて以下に示す対応を検討する必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機が設置されており、OA機器や非常用電源への供給が考慮されている区施設について、<u>防災用としての用途だけでなく、災害時優先業務遂行にあたり十分な電力量が確保されているかどうか、詳細に確認</u> ・燃料備蓄を充実するとともに、震災時にも優先的に業務継続に必要な量の燃料や電力供給が行われるよう燃料供給事業者や電力会社との連携を強化 	<p>《第6章 災害時優先業務遂行に必要な資源の確保》(P.50)</p> <p>2. 電力</p> <p>(3) 今後の対策の方向性</p> <p>また、今回の調査結果では問題がなかったと判断した区施設についても、<u>現状の電力供給量で災害時優先業務が遂行可能か検討する等、適宜、必要に応じて以下に示す対応を検討する必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機が設置されており、OA機器や非常用電源への供給が考慮されている区施設について、<u>現状の電力供給量で防災用としての用途だけでなく、災害時優先業務遂行が可能かどうか検討</u> ・燃料備蓄を充実するとともに、震災時にも優先的に業務継続に必要な量の燃料や電力供給が行われるよう燃料供給事業者や電力会社との連携を強化